

# ツアー登山運行ガイドライン

## 海外企画関連・増補版

(平成 21 年 9 月 1 日作成)  
(平成 25 年 2 月 27 日増補)

# ＜ツアー登山運行ガイドライン＞

## 概 括

このガイドラインで述べる「ツアー登山」とは、無雪期における「登山」、「トレッキング」、「ハイキング」等、縦走登山から日帰り登山まで自然界において行動することを主たる目的とする日程が含まれている旅行企画を言い、観光庁及び各都道府県において旅行業登録をしている旅行業者が取り扱う、本邦内における「募集型企画旅行」及び「受注型企画旅行」を言う。「手配旅行」及び宿泊券、乗車船券類等の「単品販売」はこれに当たらない。

前述の「登山」、「トレッキング」、「ハイキング」を行動態様において分類(定義付け)することは困難であるが、あえて言えば、「登山」とは山頂を目指す行為であり、「トレッキング」とはその語源(牛馬車等を牽きながら、遠隔地へ徒歩旅行すること)から登頂志向性が希薄な山登り(山歩き)であると解釈できるだろう。「ハイキング」は、辞書的に解釈すれば、トレッキング同様、元来は徒歩旅行であるが、一般的には、登山、トレッキングに比較し、その語感から、よりソフト(穏やか)な山(丘陵、高原)歩きととらえられている。

しかし、いずれの行動も隠れた危険に満ちている大自然の中でおこなわれることから、隠された危険の存在を十分に理解した上で企画・運行にとり組まなければならない。

一般の観光旅行企画の名称においてハイキングツアーとされている、短時間で終了する標高差の小さいコースでのウォーキング(散策等)は、本ガイドライン適用外である。ただし、山中同様に救急車等緊急車両等の進入が容易でない場合があるから安全確保には十分に配慮すべきである。

＜※＞なお、海外における引率者が同行するところの、登山、トレッキング、ハイキングの運行にあたっては、本ガイドライン本文について、＜※＞印を文頭に付し、かつ下線表示した部分を増補したので、それを参考とし、当該国の現地事情や条件等に照らして適正な運行をおこなうべきである。

当協会は、このガイドライン策定にあたり、無登録業者等における「営利を目的とした団体登山」は、「ツアー登山的」ではあるが、本来旅行業法に反するものであるからその是正をつよく求めるものである。

旅行業者が取り扱う本邦内における「ツアー登山」への参加者は、年間およそ30万人にのぼる。近年は、中高年層の登山人気と自然愛好への意識の高まりとともに、ツアー登山や自然とのふれあい企画が一般に受け入れられる状況となってきた。それにともない、登山道での転倒や転滑落、気象判断に関わる死亡事故、行方不明等、深刻な事態に及ぶ事例も増加している。また、自然地域への集中的入域が、少なからず自然環境に影響を及ぼしていることも知っておくべきである。

このガイドラインは、一般社団法人日本旅行業協会に加盟する会員会社が、ツアー登山を取り扱うにあたって配慮し、遵守しなければならない内容をまとめたものである。

顧客の「安心感」を高めることは、企画運行の「安全度」を高めることである。

下記の箇条書は、本文記載の重要事項を抜粋し、特段の留意点を示したものである。

#### I. 安全対策

- ア. 企画立案段階から安全配慮に留意し、コース内容を十分に把握すること。
- イ. 当該コースを実地調査し、直前調査すること。
- ウ. 引率者の技量及び経験度合いを確認し、管理監督すること。
- エ. 募集段階において適切な情報提供と危険の告知をすること。
- オ. 危急時対応として登山届を提出し、連絡方法を確保すること。
- カ. 取扱会社として適切な保険に加入すること。
- キ. 引率者の外部委託は適切におこなうこと。
- ク. 参加者の健康状態把握に努めること。

#### II. 人的対策

- ア. 引率者の人数は、参加者の人数を考慮し、安全配慮の観点から適正なガイド・レシオにおいて配慮すること。
- イ. 引率者における現場対応において参加者をみだりに自集団から離散させないこと。特に疲労困憊の参加者を漫然と歩行させてはならない。
- ウ. 離団希望者に対しては、安全配慮の観点から適切な判断を下すこと。
- エ. ツアー登山の造成にあたり、関係法規及び安全登山、自然環境保全に関する知識を得ること。

#### III. 装具対策

- ア. 引率者が所持すべき装具は、コース内容に応じて必要不可欠にして十分に現場対応力のあるものとする。
- イ. 参加者に対しても、コース内容に応じた装具を所持するよう案内すること。

#### IV. 顧客対策

- ア. 参加希望者に対して、コース内容は適切に案内すること。
- イ. ツアー登山特有の苦情に対して適切な対応をとること。

#### V. 環境対策

- ア. し尿処理に関わる問題について案内すること。
- イ. 登山道及び山小屋の適切な利用について案内すること。
- ウ. 訪問地の環境保全に充分留意すること。

#### VI. 事故対策

- ア. 関係部署等社内外の緊急連絡網を整備し、即応態勢を維持すること。
- イ. 予防は当然重要だが、事故発生時の対策を練り、万一事故が発生した場合、その原因を徹底究明すること。そのためにも企画立案から手配、運行にいたるまで記録を残し、次の対策につなげること。
- ウ. JATA 等が開催する、専門分野の講習会において、必要な知識を得ること。
- エ. 「危険の存在」をつよく認識し、山岳遭難事故の予防に努めること。

以上

# <ツアー登山運行ガイドライン>

## 本文

### 第 I 章 安全対策

#### (1) 企画立案段階におけるコース内容の把握(実地調査、直前調査等)

取扱会社には、企画立案段階から「安全配慮義務」がある。

とくに募集型企画旅行においてそれは明らかであるから下記に注意すべき要点を例示する。

##### ① 目的地についてすでに十分な知識があること

<※>自社として目的地についての知識は当然有していなければならないが、現地ランドオペレーターを選定にあたって当該コースに関してより詳しく、深い知識があることを確認すべきである。都市観光の実績が豊富でも辺境・山岳地について知識があるとは限らないからである。

##### ② 実地調査をすでにおこなっていること

<※>実地踏査は、季節的環境の差異を考慮し、企画実施時期に対応しておこなうべきであり、現地ランドオペレーターのスタッフ等が実地踏査を行う場合であっても、自社で実地踏査の方法やその結果について十分に把握しなければならない。なお、実地踏査をおこなう場合には、踏査に派遣されるスタッフが実地の状況を的確に判断できる能力を有していなければならない。ただ単にトレイルをトレースするだけでは実地踏査とはいえないのである。

##### ③ 現地からの直近情報を入手すること

##### ④ 参加者が余裕をもって行程を消化できる具体性のある計画であること

##### ⑤ 避難ルートの想定や、連絡体制、レスキュー体制等、危急時における具体的対応ができること

等々である。

さらに下記に例示した要点を徹底履行することは、ツアー登山の安全運行のために重要なことである。

##### ① 直前情報収集の重要点は、出発数日前からの気象変化の予測であり、登山道の状況把握である。また登山ルート上において利用できる便所の有無と有人無人の山小屋利用の可能性についても確認すべきである。

##### ② 登山ルートにおける登下降の標高差と一般的コースタイムの確認及び避難ルートの事前設定は重要である。また通信機材の整備は不可欠であり、同行引率者間における意思疎通の

ために無免許で使用できる小型無線通信機や外部との連絡のために携帯電話、無線通信機等を携行することが望ましい。これらが使用できない区域で、速やかに外部と連絡ができない場合であっても、参加者の安全が確保されるよう、必要な準備を行うこと。

＜※＞本邦内において無免許で使用できる通信機材であっても、当該国では違法行為の場合がある。とくに入域制限地域等では身柄拘束等深刻な事態に発展するおそれがあるため、通信機材の使用可否については厳密な確認が必要となる。また、通信機材については許諾を得た上で使用できる場合もあるからその点にも留意し、違法だからという理由だけで通信機材の持ち込みを一方的にあきらめてはならない。最終的な方法は人による伝令である。

- ③ 危急時における連絡体制として会社内に留守本部を設置し、現地からの緊急連絡に対応できる態勢を整えておくべきである。事故発生時は、セルフレスキュー（自力救助）が望ましいが、現場において極めて困難か不可能と判断した場合は、公的あるいは民間の救助組織に現場引率者が救助依頼の第一報をおこなった上、緊密に連携し、速やかに事故者の救助にあたるべきである。

## (2) 引率者の技量及び経験度合いの確認と管理監督

- ① 引率者のうち主任の者は、登山リーダーとして十分な知識と技術と経験を有し、かつ担当コースについて十分な知識を有していることが必須である。また、引率者としての見識がなければならない。とくに、救急法及び搬出法等基本的なセルフレスキューの知識と技術を有していることが必要であり、緊急事態において通信機器が活用できない場合は、連絡要員としての技量が問われることになる。

主任以外の引率者においても、登山に関する知識と技術は必須であり、主任の者に準ずる能力と経験を有していなければならない。

＜※＞引率における主任の者を補佐する主任以外の引率者が日本人以外の場合には、日本語会話能力の優劣より、下記に示す登山引率者としての能力の有無を選定基準とすることが重要である。ガイド・レシオの人数合わせのために登山引率能力が不足している観光地の日本語ガイドを山のガイドに仕立てることは勧められない。

引率者として要求されると考えられる能力を下記に列記する。

- (1) 責任感、使命感、倫理観を充分にもち、引率者の役割を理解していること。
- (2) 旅行業に関わる法令等を理解していること。
- (3) 装備、食糧等準備段階において適切な安全配慮ができること。

- (4) 実地において危険の存在を説明し、注意喚起できること。
- (5) グループの編成能力があること。
- (6) 歩行速度と休息について適切な判断ができること。
- (7) 被引率者の歩行能力、技術、健康状態等を的確に把握し、過度に疲労させないこと。
- (8) クサリ場、梯子、崩壊地等、危険が予見される場所においてその通過に際し、指導、助言ができること。
- (9) 悪天候や不明瞭な登山道等において危険回避の指導、助言ができること。
- (10) 地形図の読図能力があること。
- (11) 気象に関する知識があること。
- (12) 緊急不時露営の判断ができ、設営技術があること。
- (13) 救急救助法の基本的知識と技術があること。
- (14) 救助要請の方法、救助隊との連携について理解していること。
- (15) 安全配慮義務を理解し、「努力義務」を徹底履行できること。

- ② 取扱会社は、引率者に対して引率時の注意事項の徹底や事後報告の提出等によって引率者を適切に監督し、その技量及び経験度合いについて、登山歴、講習会受講歴、保有資格等の提示など適切な方法によって適正に確認すべきである。

### (3) 募集段階における適切な情報提供及び危険の告知並びに表記方法

- ① 参加者募集にあたり、募集案内書面において当該募集コースの難易度を表記すること。  
例えば、登山道の様子や、クサリ場や梯子等の有無、行程中の緩急や所要時間等をより具体的に記載すること。なお、参加者へはガイド・ブック等で事前に予備知識を得るよう促し、個人装備については、具体的なリストを提示し、十分な装備を準備するよう促すこと。  
さらに一般観光旅行とは明らかな差異がある自然界における行動であることに触れ、日頃のトレーニングなどによって体力の維持に努めることを参加者に要請すべきである。

<※>当該コースが、高所に滞在する日程の場合、高度障害全般に対する注意喚起をおこなうこと。“高所”の定義づけは難しいが、血中酸素飽和度(SPO2)が大きく低下し始め、かつ日本では経験できない、富士山の標高を超える 3800m以上に宿泊する場合などを判断の基準とできる。とはいえ、平地で生活するヒトにとって、標高 2500mでも高地肺水腫を発症する可能性があるから一概に定義づけすることはできない。

- ② 参加申込書には、最近の登山歴と健康状態(持病、既往症等)について記載させることが望ましい。企画内容によっては、机上講習会を実施し、登山の危険性等、参加にあたって

の注意喚起を繰り返すことが重要である。そして、登山行動そのものは、あくまでも自己責任の範疇であることを理解してもらうことが肝要である。

なお、参加者が自己責任の下にツアー登山企画に参加していることを参加者自身において参加者の留守家族に認知せしめることが望ましい。

#### (4) 危急時対応(登山届提出、連絡方法の確保、セルフレスキュー等)

- ① ツアー登山の実施にあたっては、必ず事前に所轄警察署ないしは警察本部へ登山届を提出すること。届けの内容は、入山口と下山口を示した登山ルートと行動日程、主催者名と緊急連絡先及び引率者名、参加者人数等を明記すること。

<※>当該国における、入山届及び下山報告の義務化の有無を確認しておくべきである。下山報告がなされていないと半ば自動的にレスキューが発動される場合がある。

- ② 取扱会社と引率責任者間の連絡は可能な限り定時連絡をおこなうこと。引率者は、緊急連絡機器として携帯電話、無線通信機等を常時携帯することが望ましい。

<※>海外の特定地域では、無線通信機及び衛星電話の使用が制限されている場合があるから持ち込み自体に留意すること。危急時以外の定時連絡は、簡潔な電子メールでもかまわないが、危急時における緊急連絡態勢は、関係者間において常に維持できる状態に置かれていることが望ましい。

- ③ 引率者に求められる事故対応について、あらかじめ講習等によって、緊急連絡の順序や方法、現場での注意事項、救急法及び搬出法など基本的なセルフレスキューの知識について徹底し、引率者はそれら技術を修得しておくこと。

<※>当該国における救急隊等レスキュー要請のための電話番号は常時携帯すること。所持する携帯電話にアドレス登録しておくことが望ましい。

#### (5) 適切な保険への加入

- ① 参加者へは適切な保険への加入を勧めること。

<※>海外の辺境地や高所における山岳地帯での行動を目的とする場合、傷病等による緊急医療搬送の事態が発生すると膨大な費用がかかる。例えば、チベット高原で、低酸素環境が誘発する急性胃潰瘍を発症し、出血多量となり、カトマンズからシンガポールまで緊急医療搬送した場合、1千万円を超える費用となるだろう。もし担保できる保険に加入していなければ大金を払うか生命を失うかの選択ともなりかねないのである。

② 取扱会社として各種保険への加入も検討すべきである。

## (6) 適切な外部委託の実施

取扱会社が自社社員および自社専任契約スタッフにおいて適切な引率者を十分に配備できない場合で、外部スタッフへの依頼をする場合は、公益社団法人日本山岳ガイド協会所属の認定ガイドや北海道アウトドアガイド資格等、その地域における公的あるいは準公的資格を有する者を充てることが望ましい。委託にあたっては、ガイドが保有する資格及びその職能範囲等について派遣元機関または企業との間で緊密な協議が必要である。なお、その山域の地元在住のガイドに委託することは、地域特有の情報入手や自然解説の分野においても有意義なことである。

<※> 諸外国における、登山(ハイキング)ガイドの資格制度は国別で多岐にわたり、一概に適切な外部委託について述べることはできない。また、日本人引率者(旅程管理者)のみに、日本人グループを山中で案内することが当該地域では違法行為と認定されることもありうる。当該地域の細部にわたる規則や制度に精通している現地ランドオペレーターの協力も得て、十分な事前調査をすべきである。生半可な情報から安易な判断のもとでツアーを実施すれば、現地の山中で当該地域を管轄する公的機関との間で紛議が発生するおそれがある。おおまかなところを次に述べるが、各国別情報は個別に収集すべきである。

欧州諸国では、本格的商業登山(一般ハイキング・トレイル以外の山岳登山)において、定められたガイド資格保有者が同行していることが求められている場合が多い。また一部地域では、ハイキング・トレイルにおいても、ハイキング・ガイドの同行が求められることがある。

北米等先進諸国(米国、カナダ、ニュージーランド等)では、商業登山・ハイキングに際して、一般ハイキング・トレイルであっても準国家資格とでもいうべき、ハイキング・ガイド資格保有者の同行が求められている地域が多い。また、これら地域では、国(州)立公園等指定地域における商業活動において、その運行会社は、いわゆるPUP(パークユースパーミット)の保有が求められている。

最近ではカナダの国立公園において、日本在住の日本人登山ガイドが当該地域のガイド資格を保有せず、またPUPに関しても日本人経営の現地手配会社が介在するなど曖昧な形態でハイキング・グループを引率し、現地で合法活動をおこなっているガイド側から、非合法的商業活動ではないか、と指摘を受けている。

なお、こうした規制は、1グループにおける構成人数にまで及び、厳密なガイド・レシオ(引率者比率)が規定されている。これは安全配慮の観点もあるが入山者数の抑制にもつながり、自然環境保全の意味合いも大きいとされている。

## (7) 参加者の健康状態把握

参加者には、申込書等において健康状態などを事前に自己申告してもらうことが望ましい。また、出発時において参加者に、病気、けが、飲酒等健康上や安全上の問題があったり、あるいは日程消化に障害があると判断した場合は参加を謝絶することも必要である。

参加者が、行動中に身体健康に異常があると自覚した場合は、速やかに引率者へ申告してもらうようあらかじめ注意喚起しておくべきである。他人の身体健康を外面的に判断することは容易ではない。

<※>高所に滞在し、宿泊する場合、低圧低酸素暴露の環境がつづくわけだから、どのような疾病を発症するか、なかなか見当がつかない。高血圧や糖尿病から悪化する症状も多く、深刻化する場合もある。服薬を忘れ、血圧や血糖値コントロールができなくなることもあるだろう。睡眠時無呼吸症候群(SAS)の場合、CPAP(持続式陽圧呼吸療法)は有効だが、交流電源が必要となるため使用は制限される。SAS患者の無呼吸睡眠時の血中酸素飽和度(SPO2)は平地でも70%台まで低下することもあり、4000mの高所では驚くべき低い数値となるだろう。また循環器系の持病がある場合、高所ではより危険が潜在していることになる。

## 第Ⅱ章 人的対策

### (1) 引率者の適正配置(ガイド・レシオ)及び現場対応

- ① ガイド・レシオは、同行引率者数と参加者数の関係を表したものである。無雪期における標高2千メートル内外の中級山岳及び標高3千メートル内外の山岳において、一般登山道におけるガイド・レシオの一例は、引率者数2名もしくは3名に対して、参加者数は15人から25人を目安とし、複数の引率者が同行することが望ましい。引率者数は、参加者数、及び目的の山岳の状況に応じて決定すべきである。なお、短時間で終了する標高差の小さいコースや低山での日帰りハイキングにおけるガイド・レシオは、この限りではないが、いずれの地域も救急車等緊急車輛の進入すら容易ではない地域であることを十分に勘察し、引率者の配置について考慮すべきである。さらに、取扱会社が自社において設置す

る基本的なガイド・レシオ基準は、参加者を募集する段階で募集要項等に明示することが望ましい。

＜※＞本邦内ツアー登山における、適正配置(ガイド・レシオ)に準じるところだが、地域(ヒマラヤなど)によっては多くのポーターやキッチンスタッフが同行する形態がある。こうした場合、ガイド・レシオとして認めることができるのは引率者としての実力が備わっている者のみである。ネパールヒマラヤでいえば、経験豊富な中堅のシェルパ・ガイドがその限界であろう。新米の見習いシェルパは員数外と言わざるを得ない。

- ② 現場における重大な判断は、メンバーが離散するおそれがあるときは、メンバーの離散を避けるため、参加者に委ねず、引率者の責任においておこなうこと。下した判断については、明確に説明し、参加者の同意を得ること。危険地帯における参加者の行動は常に引率者の視野内におくこと。人数確認は随時おこない、とくに休憩の始まりと終わりには徹底し、必要であれば点呼すること。
- ③ 参加者が「離団」を希望する場合には、参加者の自由意思を尊重することが重要であるが、離団地点の安全性等についてはよく検討し、離団後の行動は、すべて参加者自身の自己責任によるものであることを明確に説明し、諒承を得ることが必要である。
- ④ 参加者の健康状態に留意し、参加者自身が身体健康に異常を認めたら、速やかに引率者に申し出ることを参加者に徹底すること。引率者は、行動中も参加者に声をかけ、健康状態把握に努めること。疲労困憊状態の参加者を漫然と歩行させることは、引率者の安全配慮に問題があると言わざるを得ない。
- ⑤ 旅程の管理にあたっては、参加者の安全確保を第一義とし、あらかじめ定められた旅行日程に拘泥して旅程遂行を強行してはならない。引率者は、参加者の登山の技量(事前に入手していた情報に限らず、行動中の実態を踏まえて判断すること)、当日の参加者の体調、装備の状態、天候等の状況を総合的に判断して、参加者の安全を確保するため、出発を取り止める、引き返す等、適切で迅速な対応をおこない、安全確保および旅程管理に要する適切な措置をおこなわなければならない。

## (2) 引率者の教育

取扱会社は、引率者に対してツアー登山を円滑に実施するため定期的な教育をおこなうべきである。主な内容は、次の項目である。

- ① 旅行業法及び旅行業約款に関わること
- ② 旅程管理に関わること

- ③ 安全登山に関わること
- ④ 自然環境保全に関わること

### (3) 引率者の健康管理、適切な保険加入

取扱会社は、引率者の健康管理に配慮し、ツアー登山の実施にあたっては適切な旅行傷害保険等に加入させなければならない。

## 第三章 装具対策

### (1) 引率者が所持する装備

ツアー登山の引率にあたり、コースの状況、日程等により、下記を参考として共同装備を所持することが望ましい。これら共同装備は、日帰り登山であっても、本来最低限所持したい装備である。また、引率者の個人装備及び服装は、参加者より劣ってはいけず、引率者にふさわしい着装でなくてはならない。

- ① 火器(マッチ、ライター及びブタンガス・ストーブ等)
- ② 小型クッカー(コッフェル等の鍋類)
- ③ 予備水筒と真水、ゴミ持ち帰り袋
- ④ ツェルト
- ⑤ レスキューシート類
- ⑥ 救急セット(大型三角巾、弾性包帯、伸縮ネット、保護ガーゼ、ばんそうこう、サポーター、テーピングテープ、消毒薬、鎮痛剤等)
- ⑦ 携帯電話(さらに複数の無線機があれば引率者間連絡等に有効)
- ⑧ 予備ヘッドランプ及び予備電池
- ⑨ 細引き(6ミリ×10メートル程度)または、8ミリロープ20メートル程度
- ⑩ スリング及びカラビナ
- ⑪ 地図、磁石、ホイッスル、ストック等
- ⑫ 非常食類(ハイ・カロリーで食べやすい固形物や流動物)、非常用予備衣類、予備防寒具類(本来の目的以外に緊急搬送時にも有効活用が可能)

### (2) 取扱会社の管理体制

取扱会社は、引率者が保持すべき共同装備について、引率者に明確な指示を与え、欠落のないことを確認すべきである。個人装備及び着装についても引率者一任は避けるべきである。

また、参加者に対しても、コース内容に応じた装具を所持するよう適切に案内することが肝要であり、集合地において、万一装具が不十分であると、参加者自身が気づいた場合には、参加者から引率者に対して速やかに申告するよう促すべきである。その際、装具が不十分なために安全を確保できないと判断した場合には、参加を謝絶することを考慮すべきである。参加者の装備に関しては行動中にも確認できることであり、このことは引率者の目配りとして基本的なことである。

さらに、行動中何らかの事由により、参加者の装備に欠損が生じた場合には、当該参加者の行動を制限するか、あるいは非常用予備装備を有効活用するなどの措置をとるべきである。

## 第IV章 顧客対策

### (1) ツアー内容の適切な案内

第I章－(3)で示した内容に基づき、参加希望者においてコース概要が容易に把握できるよう案内すべきであり、参加希望者の印象と実地に大きな乖離を生じさせないことが肝要である。

<※>とくに留意すべき注意点は、高所トレッキングの場合の「高度障害の危険性」である。また、連日の歩行時間など、コース・グレードをわかりやすく表示することである。

### (2) 苦情に対する対応

苦情処理の第一義的責任は、取扱会社にある。ツアー登山特有の主な注意点は下記のとおり。

- ① コース内容や参加者個人の持ちもの等についての事前説明は適切だったか。
- ② 引率者の道案内能力や宿泊施設等での助言指導など力量や言動に問題はなかったか。  
登山道上における休憩場所の選択や、混雑する山小屋での一般宿泊者との相互協調も重要課題である。これらは、参加者側からの苦情に限らず、一般登山者や山小屋従業員等からの苦情につながることもある。
- ③ 全参加者間における歩行能力や環境順応度に大きな差異はなかったか。
- ④ 引率者の全般的なリーダーシップに過不足はなかったか。
- ⑤ 山小屋等宿泊施設や交通機関等利用機関のサービス内容や接客態度に問題はなかったか。引率者はその場において適切な対応をしたか。問題の原因が自然環境における不可避

の事態であればそのことを明確に説明し、理解を得たか。

- ⑥ 「山は不便だから」というだけでおわらせていないか。

## 第V章 環境対策

### (1) し尿について

取扱会社は、入山者の増大が自然環境に与える影響についてよく理解すべきである。し尿について直面している問題に関し、注意喚起の項目を下記に示す。

- ① し尿問題を平易に説明する。すなわち水質汚染と植生への影響。そして山小屋の負担についても。
- ② 登山開始前に排泄しておく。行動中はとりあえず我慢。排泄はトイレ施設を利用する。ルート上のトイレ施設について事前情報を与える。
- ③ それでも我慢できなければ、登山道を外し、水流から充分離れ、(穴を掘り)排泄する。紙は持ち帰る。携帯トイレの使用も必要に応じて検討する。
- ④ 山小屋のトイレの中には他人の目がないけれどルールを守る。水溶性ペーパーを用い、余計なものは捨てない。有料トイレの趣旨を理解してもらう。
- ⑤ 山は不便なところだ、ということを十分に理解してもらう。

### (2) 登山道及び山小屋の適切な利用について

登山道は、一般登山者と協調し利用しなくてはならない。大人数が一行縦隊で先頭から最後尾まで途切れなく50メートルもつづいていたら、一般登山者に及ぼす迷惑は計り知れないものになり、ひいては団体登山の批判につながる。大人数であっても適切なガイド・レシオの下、適宜班別行動をおこなうなどの確な対応をとらなければならない。狭い稜線の登山道、切り立った崖っぷち、湿原に敷かれた人工木道など配慮すべき箇所はどこにでもある。

休憩場所の選択も重要だ。狭い登山道を団体が占有し休憩すれば一般登山者は大きな迷惑を蒙ることになり、安全配慮の面からも問題がある。狭い登山道上でしか休憩できなければ、班別に分かれて、離れた地点で休憩し、一般登山者の往来に迷惑がかからないよう充分配慮すべきである。

宿泊設備として営業しているとはいえ、山小屋の混雑原因は登山者の集中にある。山小屋はその立地条件等から一般旅館業とは明らかに異なっている。完全予約制の下で営業している山小

屋を除き、多くの山小屋は宿泊拒否をできない。それは遭難につながるからだ。そのような山小屋の利用には、一定の作法がある。一言で言えば、「旅館」ではない。山小屋での滞在や宿泊には一定の制限があることを、取扱会社と引率者は、参加者へ理解させる義務がある。そして山小屋従業員や一般登山者と協調し、不便を分かち合うことだ。わがままは、他人の楽しみを台無しにする。

また、避難小屋としての役割を果たしているような非営業小屋の利用については、他の登山者に迷惑をかける行為はやめるべきである。例えば、収容人数の半分をしめるような集団での利用や、占有のための要員による前もっての場所取りのような行為は避けなければならない。このような避難小屋利用を念頭においた運行に際しては、参加者及び引率者全員を収容できるだけの野営装備を持参し、小屋の利用を前提にしなくても運行できるよう配慮すべきである。

### (3) 訪問地の環境保全の徹底と地域との関係

「とっていいのは、写真だけ、残していいのは、足跡だけ」

「エコ・ツーリズム」と呼ばれる旅行形態には大きな可能性がある。その可能性を引き出すことにより、地域活性化にもつなげることができる。環境保全活動とあいまって、健全な旅行企画を生み出す源をその地域から見つけ出す視点も必要である。地域の人々にとっては裏山であっても、その里山には豊富な素材が埋もれている可能性がある。

## 第VI章 事故対策

### (1) 事故発生時の対策と注意点及び事故原因究明活動の徹底

- ① 関係部署等社内外の緊急連絡網を整備し、責任者は常時リストを携帯しているか。
- ② 参加者名簿や参加者の留守宅等緊急連絡先など、運行中のツアー情報をただちに提示できるか。参加者の留守家族が当該コースへの本人参加を認知していることが望ましい。
- ③ 所轄警察または警察本部へ登山届は提出されているか。
- ④ 救急救助を第一義に考え、必要なことを速やかに実行すること。引率者にすべてを任せず取扱会社として主導的立場で行動することが肝要である。
- ⑤ 事故状況、救急救助状況を時系列にそって記述しておくこと。
- ⑥ 現地引率者との連絡方法を確保し、定時連絡をおこなうこと。
- ⑦ 遭難者家族への連絡は責任者から速やかにおこなうこと。事実を正確に伝えること。

- ⑧ 救急救助活動終了後速やかに報告書を作成し、事故原因究明活動をおこなうこと。たい  
ていの場合、遭難事故原因は間接要因と直接要因に分かれるが、それらを解明し、事故予防  
に取り組むべきである。

＜※＞海外において緊急重大事故が発生した場合、その対処は国内における場合より、さら  
に困難なことが多い。普段から緊急時における対応策を定めておくべきである。「JATA緊急重  
大事故支援システム」への加入も検討すべきではないか。

重大事故発生に際して、まず要求されることは、要救助者への対処であり、その他のツアー参  
加者への適切な対処である。緊急時においては引率者が一時グループを離れて、救助作業  
にかかりきりになることもある。その場合に要救助者以外の参加者には、引率者の交代要員  
が合流するまで自ら行動してもらうこともある。

## (2) 法的対応

「責任」とは「法的責任」であり、道義的あるいは社会的責任とは明らかに異質なものである。

登山における法的責任について法律専門家が述べた文献は多くない。近年では月刊「岳人」  
(東京新聞出版局)平成15年10月号に溝手康史弁護士がわかりやすく説明した文章がある。  
文末には編集部がまとめた参考文献の紹介がある。月刊「山と溪谷」(山と溪谷社)平成16年6  
月号には、田村護弁護士がまとめたツアー登山遭難事故の検証記事と判例の紹介がある。さら  
に重要文献として、平成22年3月に日本山岳ガイド協会が発行した、「トムラウシ山遭難事故調  
査報告書」をあげることができる。

また、JATAでは畑敬弁護士をはじめ、多くの専門家を講師としてツアー登山に係る専門  
分野の研修会を開催している。

ツアー登山における事故に関して言えば、法的対応を考える前に、取扱会社及び引率者とし  
てまずやらなければならない行為がある。それは「努力義務」を果たすことである。研鑽を積ん  
だプロとして、やるべきことを徹底してやり遂げることである。計画性にに基づき、企画立案段階か  
ら自社における確認作業及び手配状況の記録を社内にとどめ、次の対策と成果につなげること  
である。

登山とは、「計画」「実行」「記録」「反省」そして「対策」から成り立っていることを忘れてはなら  
ない。

すべての発端となる企画立案段階において、「ツアー登山造成」の認識から「登山」が欠落し、  
「ツアー造成」になっていないか、いま一度振り返りたい。

取扱会社及び引率者と参加者相互において「危険の存在」をつよく認識することこそ山岳遭

難事故を予防することになる。

「ケガと弁当は自分持ち」とは言うけれど、このひと言で片づけられるほど、世間は甘くないのである。

以上

注)本ガイドラインは、平成25年3月1日からの指針とする。